



# 学力に関する証明書申請時の注意事項

## 1. 学力に関する証明書について

学力に関する証明書とは、教育職員免許状（以下「免許状」）を取得するにあたって、必要な単位数を関係法規に定められた区分に則って集計した証明書です。

学力に関する証明書は、1枚につき1つの免許状（例：中学英語（一種）、高校理科（専修）等）について証明することが出来ます。複数の免許状について修得単位数を証明する必要がある場合は、それぞれの免許状についての学力に関する証明書をご申請ください。なお、原則として、申請者の在学時に本学で教職課程認定されていた免許状についてのみ、学力に関する証明書の発行が可能です。教職課程認定されていない免許状については次項をご参照ください。

## 2. 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目について

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（以下「66 条の 6 に定める科目」）とは、いずれの免許を取得する場合にも修得すべき科目です。

原則として、学力に関する証明書は、本学において教職課程認定されている免許状についてしか発行ができませんが（前項参照）、本学において教職課程認定されていない免許状の取得を目的とする場合でも、「66 条の 6 に定める科目」についての学力に関する証明書であれば発行が可能です。

## 3. 適用法令について

入学年度	適用免許法	
	在学中に基礎資格と単位修得を完了した場合	在学中に基礎資格と単位修得を完了していない場合
平成 31(2019)年度以降	新法(平成 28 年改正法)	新法
平成 12(2000)年度～ 平成 30(2018)年度	旧法(平成 10 年改正法)	
平成 2(1990)年度～ 平成 11(1999)年度	旧々法(昭和 63 年改正法)	
平成元(1989)年度以前	旧々々法(昭和 29 年改正法)	

\*教育職員免許法は平成 28 年に改正されており、これを境に新法（現行法）と旧法を区別しています。これに伴い、証明内容が新法と旧法で異なります。

\*旧法以前適用の方で、在学時に修得された科目を新法に読み替えることが出来ない場合があります。

\*事前に提出先に適用法令のご確認をお願いいたします。

## 4. 免許状・授与証明書について

免許状・授与証明書に関しては、免許状を授与した都道府県の教育委員会が交付しますので、当該教育委員会にお尋ねください。

## 5. 証明書発行所要期間について

時間に余裕をもって申請ください。学力に関する証明書の発行は、本学に交付願いが到着後、受付処理をしてから 2 週間後です。